

攻めの園芸緊急生産対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 攻めの園芸緊急生産対策事業(以下「本事業」という。)の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)(以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 頻発する気象災害や生産資材価格高騰の影響を受け、農業経営がひっ迫する中、本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、 $P=Price$ (販売価格)の向上、 $Q=Quantity$ (生産、出荷量)の増大、 $C=Cost$ (生産経費)の削減への取り組み等を緊急で進め、生産力強化や労働生産性向上により未来につながる産地の構築を図る。

(事業の内容等)

第3条 本事業の事業内容は、別紙1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。
事業の実施基準については別記に定めるところによるものとする。

(採択基準)

第4条 補助採択基準は、別紙1に定めるところとする。

(事業実施計画等の承認申請)

第5条 要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式及び別記第2号様式とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8条第2項の事業変更計画書及び要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第1号様式及び別記第3号様式とする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第7条 要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第4号様式とする。

(事業実施報告)

第8条 事業主体は、事業実施年度から3年間、毎年事業計画に定めた目標に対する実施状況を翌年度の7月までに別記第5号様式により知事に報告するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 要項第17条第1項に規定する期間は、別紙2に定める期間とする。

(事業の推進)

第10条 事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第11条 県は必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。

2 本事業の実施に当たって、事業主体は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じること。

3 本事業の実施に当たって、事業主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事に報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月24日から施行し、令和5年3月24日から適用する。

この要領は、令和6年3月21日から施行し、令和6年3月21日から適用する。

この要領は、令和7年3月18日から施行し、令和7年3月18日から適用する。